

遊休農地流動化促進事業補助金 を活用してみませんか

市では、農地の荒廃の防止及び流動化を促進するため、遊休農地となっている畑地について、①利用権設定を受けた農業者に補助金を交付しています。また、②遊休農地の所有者等に対して、遊休農地の解消および新たな発生の抑制を目的として、防草シートの購入及び敷設委託に対する補助金を交付しています。



○補助金について

事業名	①遊休農地流動化事業（担い手向け）	②遊休農地荒廃防止事業（農地所有者向け）
補助対象者	対象となる遊休農地（畑地に限る）を再生し、耕作する農業者（担い手） 	A：防草シートを購入した遊休農地の所有者または管理者 B：防草シートの敷設を業者へ委託する遊休農地の所有者または管理者 ※交付決定前に業者に委託して敷設された場合は、補助金を交付できませんのでご注意ください。
交付要件	・遊休農地判定されていること。 ・現況地目が畑であり、畑地利用が目的であること。 ・毎年12月までに新規で5年以上の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定を受けた農地であること。	・遊休農地判定されていること。 ・遊休農地の受け手が見つかるまでの休耕措置として遊休農地に敷設する防草シートの購入費及び敷設に係る委託費に対する経費であること。
交付限度額	10aあたり100,000円	10aあたり10,000円 または 防草シートの購入費及び敷設委託費に相当する額のいずれか低い額
備考	※遊休農地判定については、裏面をご確認ください。 ※予算には限りがあります。 ※交付額は1,000円未満切捨て	

◆ 申請手続きについて ◆



市ホームページはこちら→

「遊休農地流動化促進事業補助金」ページID：431

連絡先 稲沢市役所 経済環境部 農務課 農業振興グループ

電話 0587-32-1352（直通） ファックス 0587-32-1240

裏面も

○申請について

事業名	①遊休農地流動化事業 (担い手向け)	②遊休農地荒廃防止事業（農地所有者向け）	
		A 防草シートを購入した場合	B 防草シートの敷設を業者へ委託した場合
申請期限	申請年度の2月上旬頃 ※農業委員会で把握している遊休農地に利用権設定がされた場合、 市から補助金の案内を郵送 します。	毎年3月10日まで ※締切日が土曜、日曜、祝休日等で休庁日に当たる場合、その直前の平日が締切日になります。	毎年1月31日まで ※締切日が土曜、日曜、祝休日等で休庁日に当たる場合、その直前の平日が締切日になります。
申請までのスケジュール	1 事前相談 2 利用権設定（随時） 3 補助金申請（2月上旬頃） ※利用権設定は、申請年度の1月～12月の間に設定したもの。	1 防草シートの購入・支払 2 申請期限までに下記の申請書類を提出 ※領収書等の発行日から1年を経過したものは補助対象外	1 見積書の取得 2 申請期限までに下記の申請書類を提出
申請書類	1 補助金交付申請書 2 利用権等の設定が確認できるもの（農地基本台帳の写し等）	1 補助金交付申請書 2 領収書の写し 3 防草シートを敷設する農地の情報が分かる物（農地基本台帳の写し等） 4 防草シートを敷設する農地の位置図 5 防草シートの敷設状況が確認できる写真	1 補助金交付申請書 2 見積書の写し 3 防草シートを敷設する農地の情報が分かる物（農地基本台帳の写し等） 4 防草シートを敷設する農地の位置図

※予算には限りがあります。

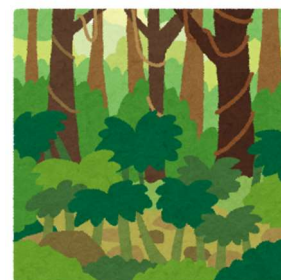


©稲沢市 いなッピー

○遊休農地判定について

遊休農地とは、現に耕作がされておらず、かつ、今後も耕作されないと見込まれる農地で、農業委員会により判断しています。

※①遊休農地流動化事業の活用を検討される農業者（担い手）の方は、該当農地が遊休農地判定されているかご確認を希望される場合、農業委員会事務局へご相談ください。



連絡先 稲沢市役所 農業委員会事務局

電話 0587-32-1483（直通） ファックス 0587-32-1240